

<不開示情報：有（種類：審議・検討）>
<配付先：金融政策決定会合関係者限り>
<作成局における保管期間満了時期：2040年12月>

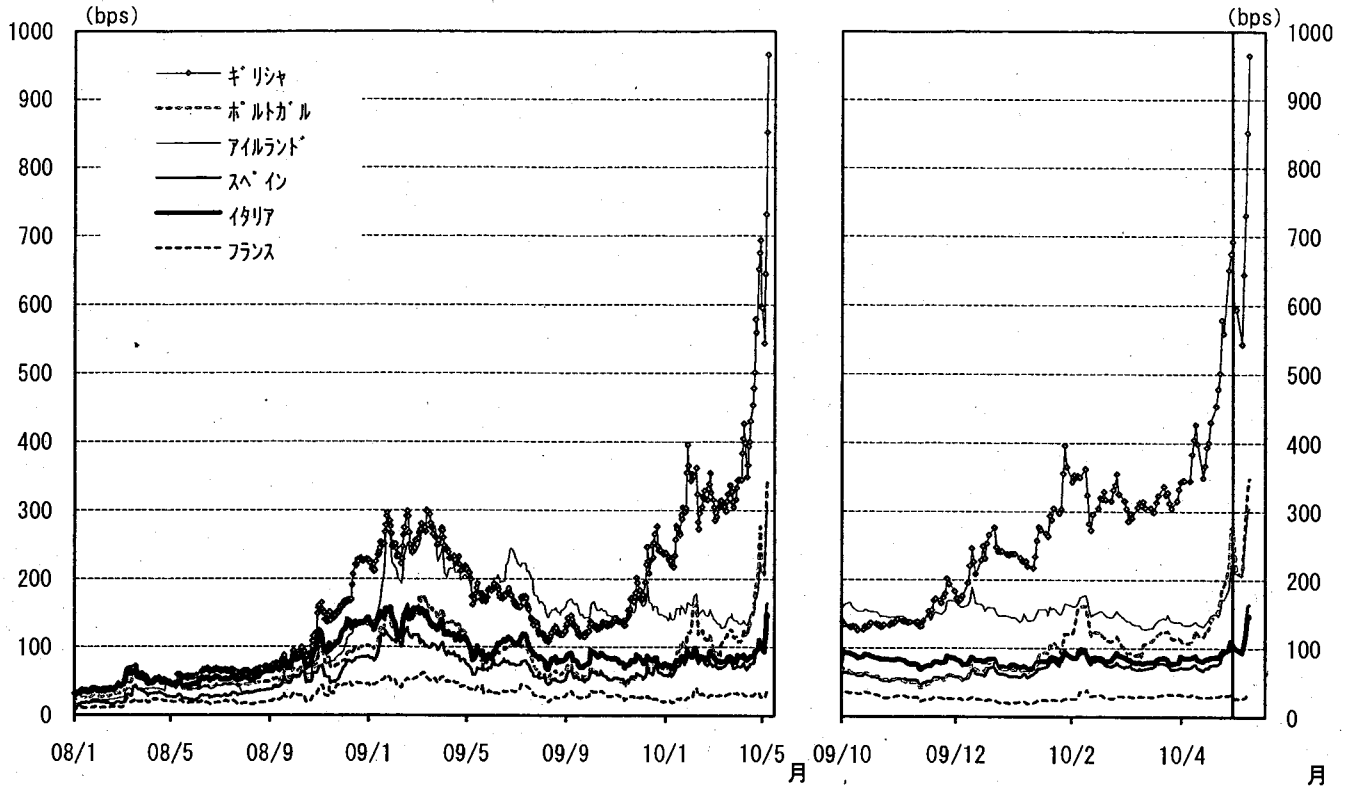
2010.5.10
金融市場局

最近の金融市場の動向

（注）図表中の縦線は、特に断りのない限り前回会合の前営業日（4/28日）を表す。

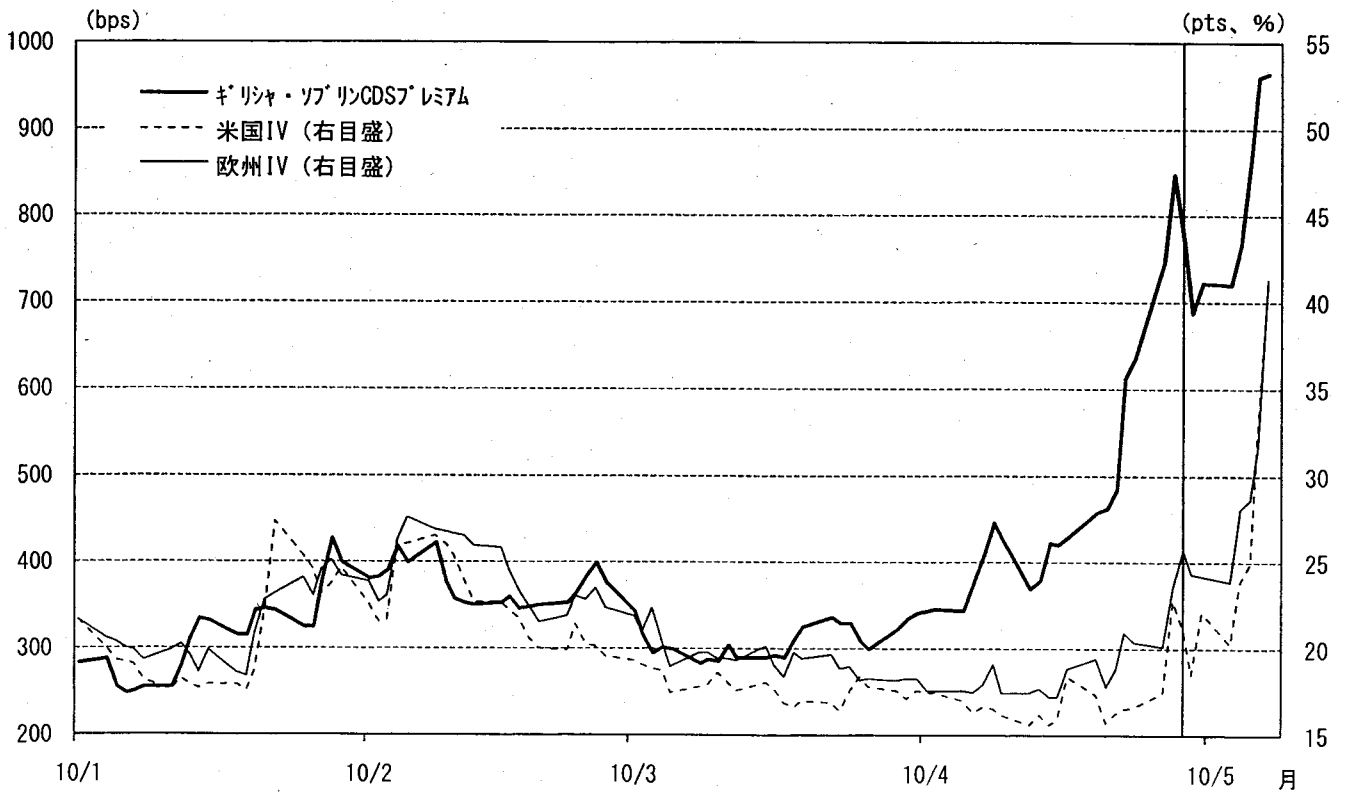
(図表 1)

欧州各国国債利回りの対ドイツ国債スプレッド (10年) の推移



(注) 直近は 5/7 日。
(出所) Bloomberg

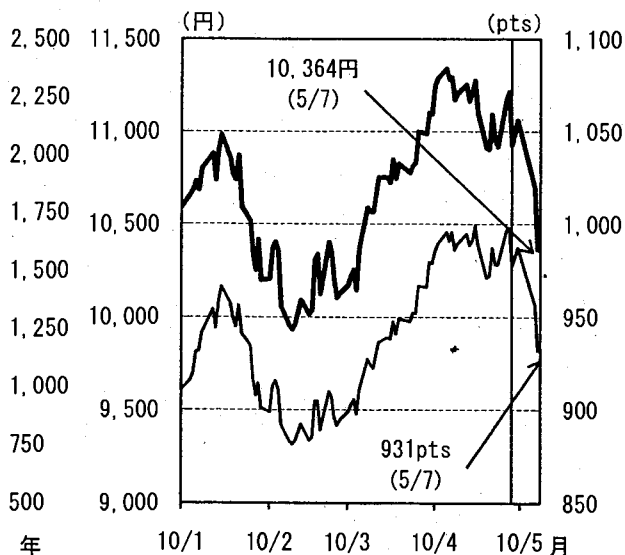
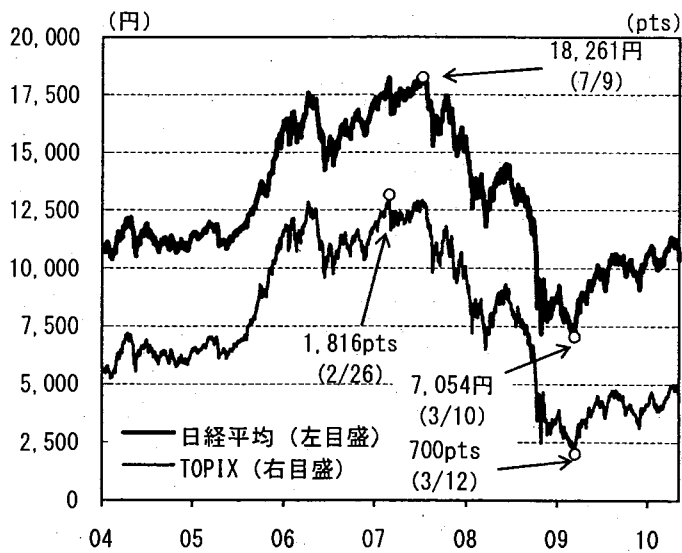
米欧株価のインプライド・ボラティリティの推移



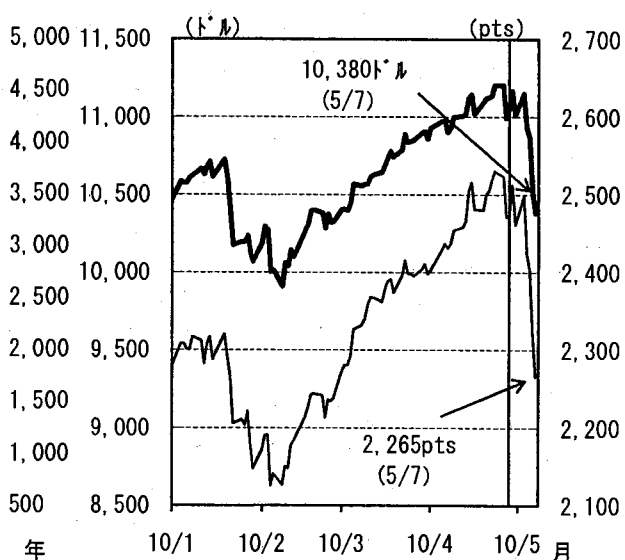
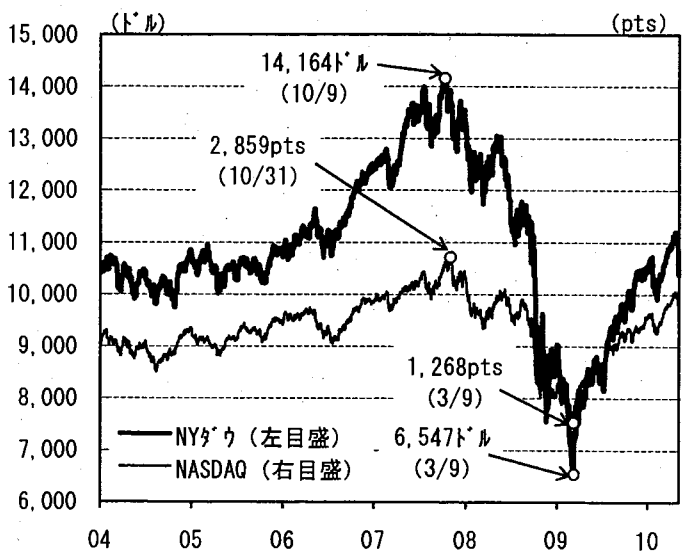
(注) 米国 IV (インプライド・ボラティリティ) は VIX 指数 (pts)、欧州 IV は EuroSTOXX50 種株価指数ベース (%)。
直近は 5/7 日。
(出所) Bloomberg

株式相場の推移

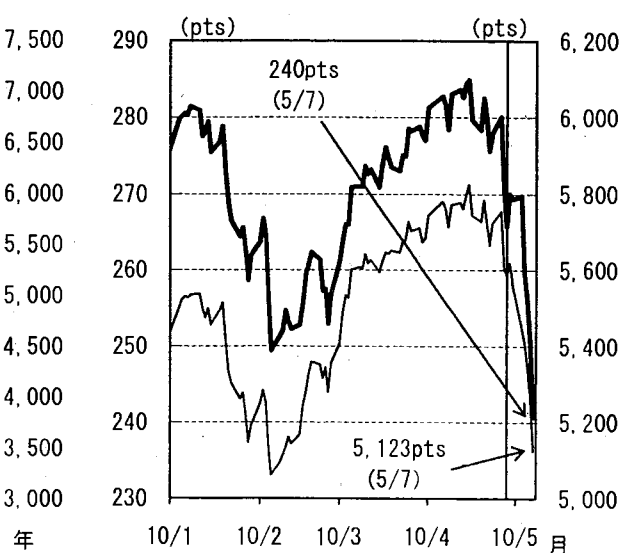
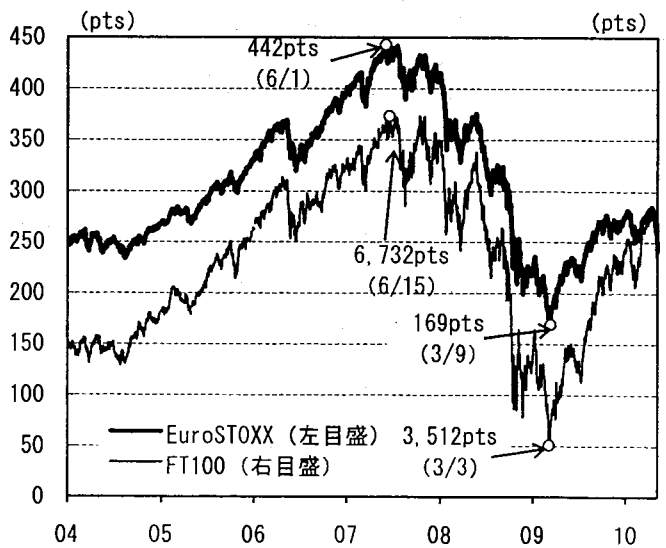
(1) 国内株価の推移



(2) 米国株価の推移



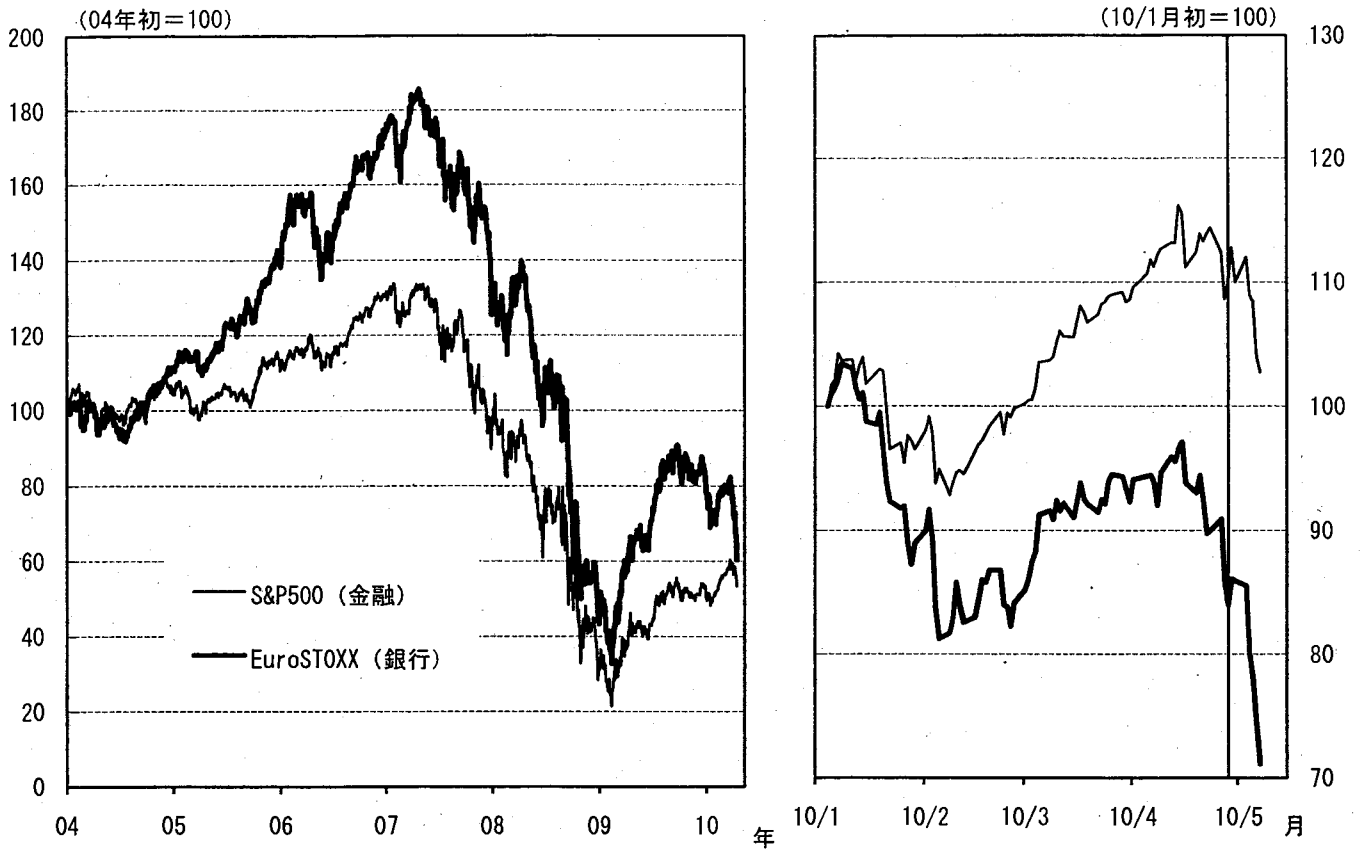
(3) 欧州株価の推移



(注) 直近は5/7日。

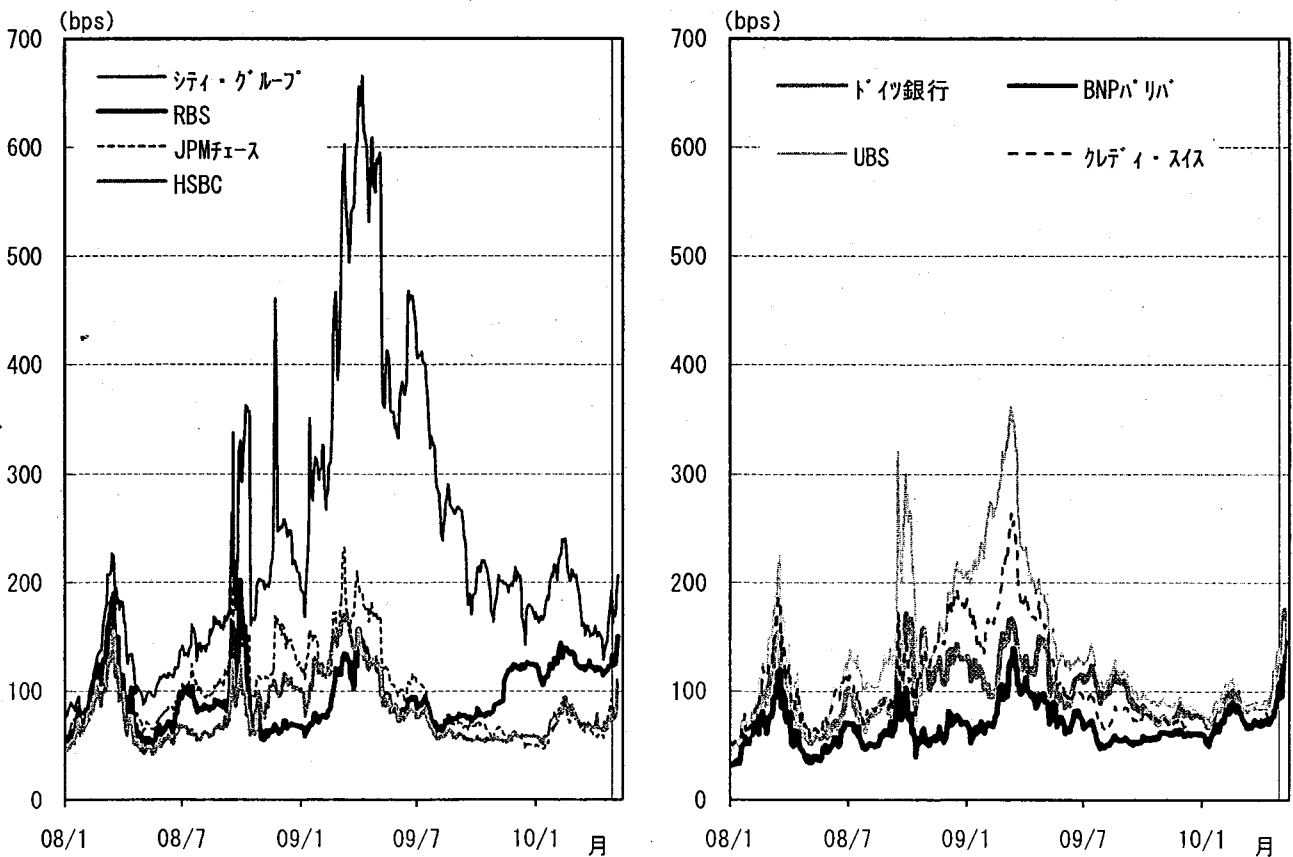
(出所) Bloomberg、QUICK

米欧金融セクターの株価の推移



(注) 直近は5/7日。
(出所) Bloomberg

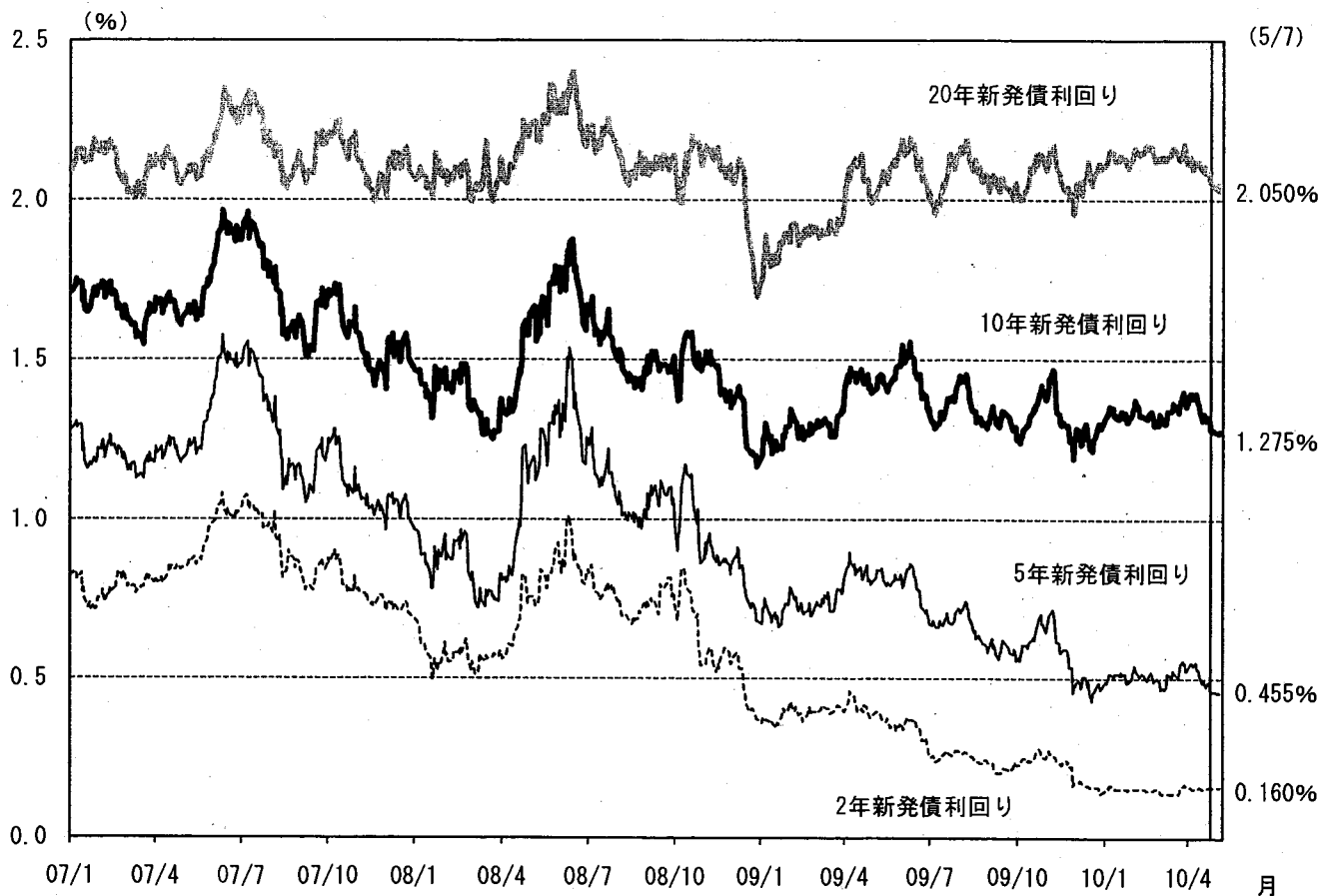
米欧金融機関のCDSプレミアムの推移



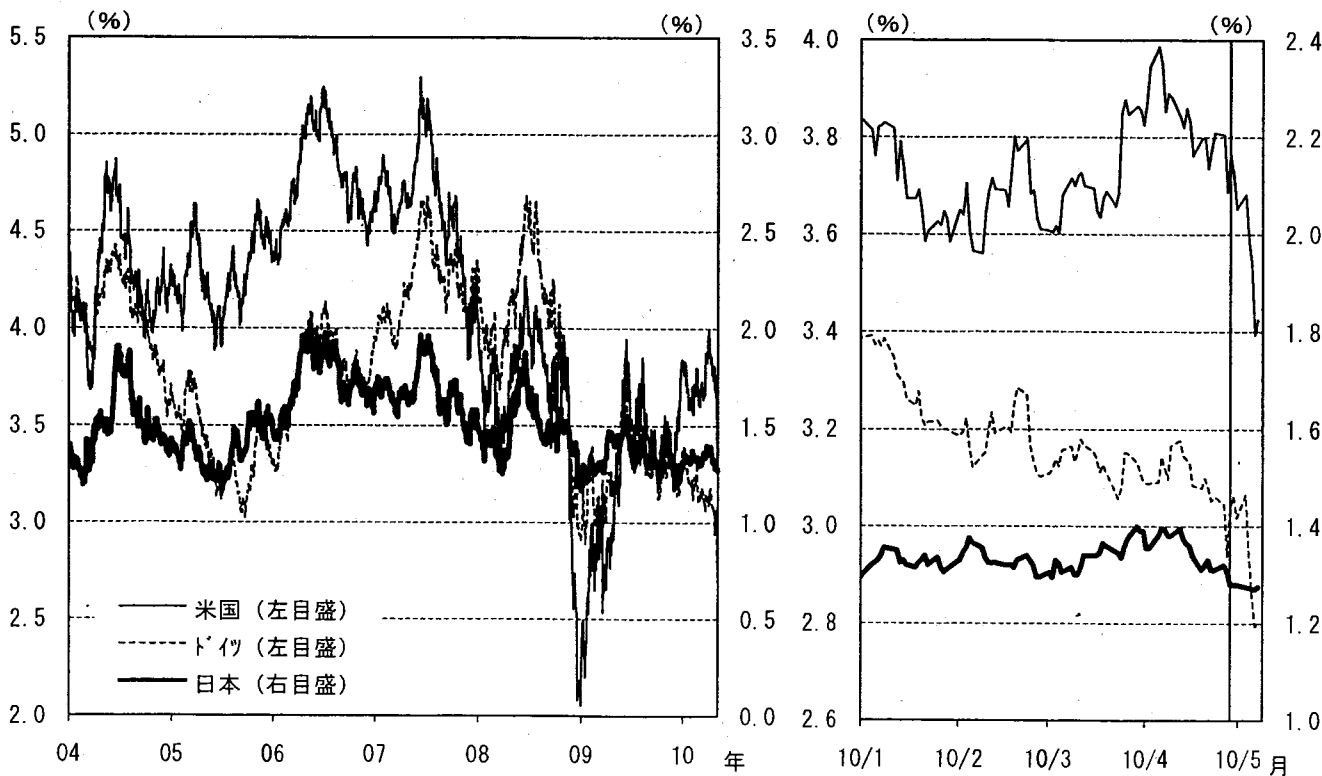
(注) 直近は5/7日。
(出所) Bloomberg

長期金利の推移

(1) 国内年限別の推移



(2) 10年国債利回りの推移

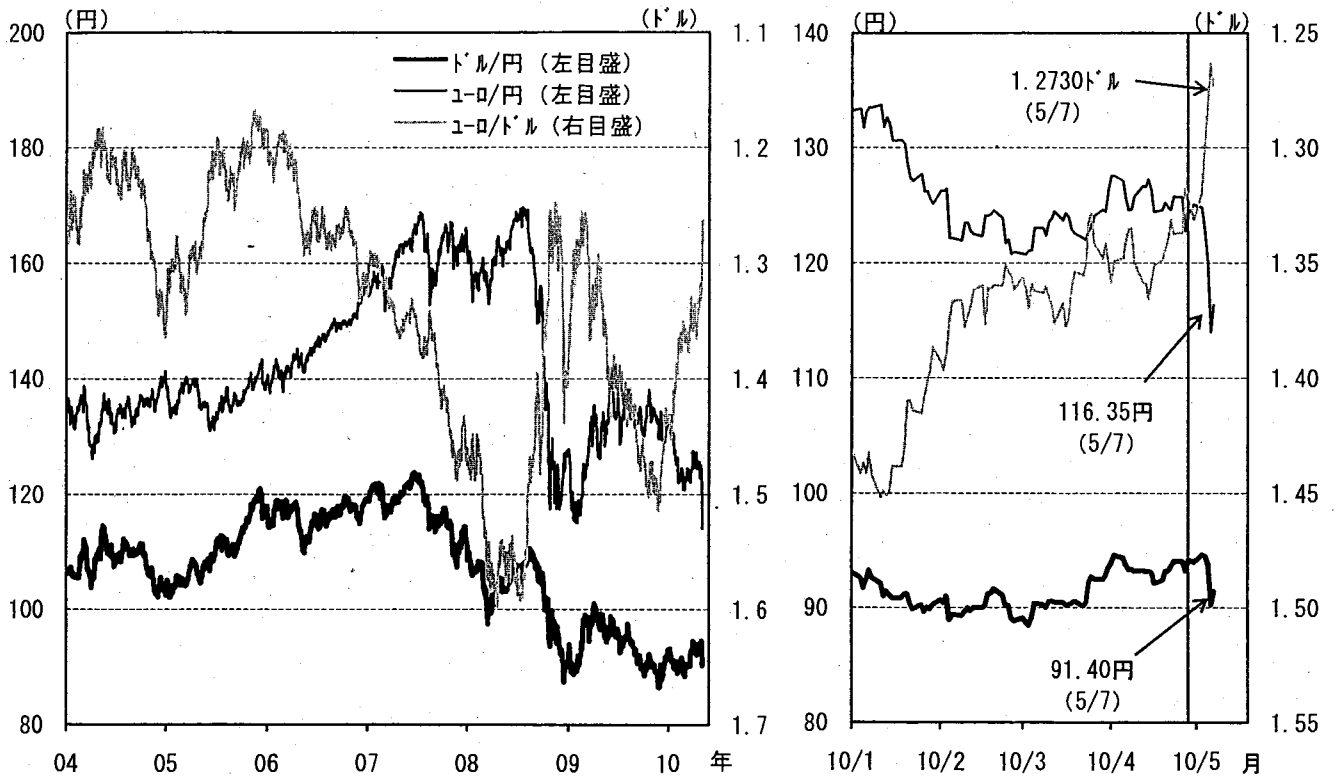


(注) 直近は5/7日。

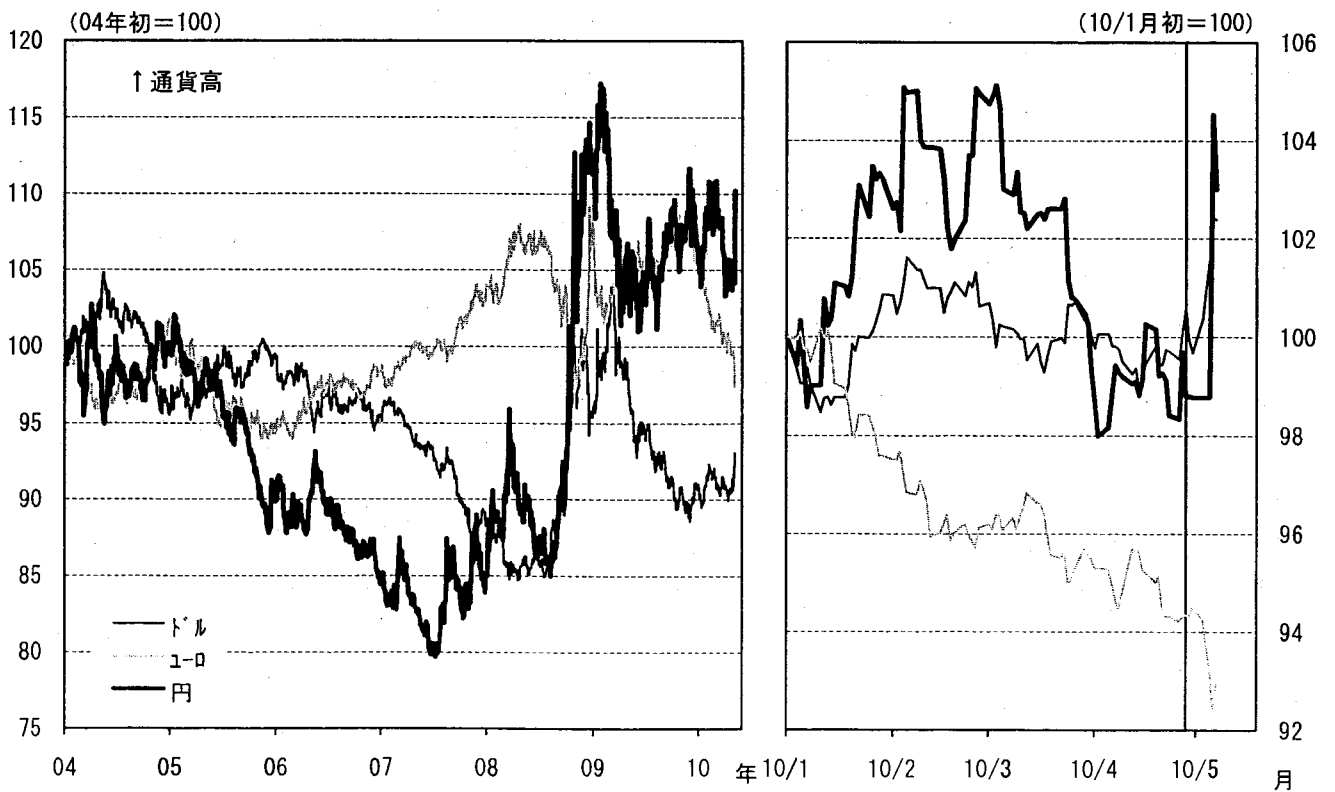
(出所) Bloomberg、日本相互証券

主要為替相場の推移

(1) ドル/円、ユーロ/円、ユーロ/ドル相場の推移



(2) 名目実効為替レートの推移

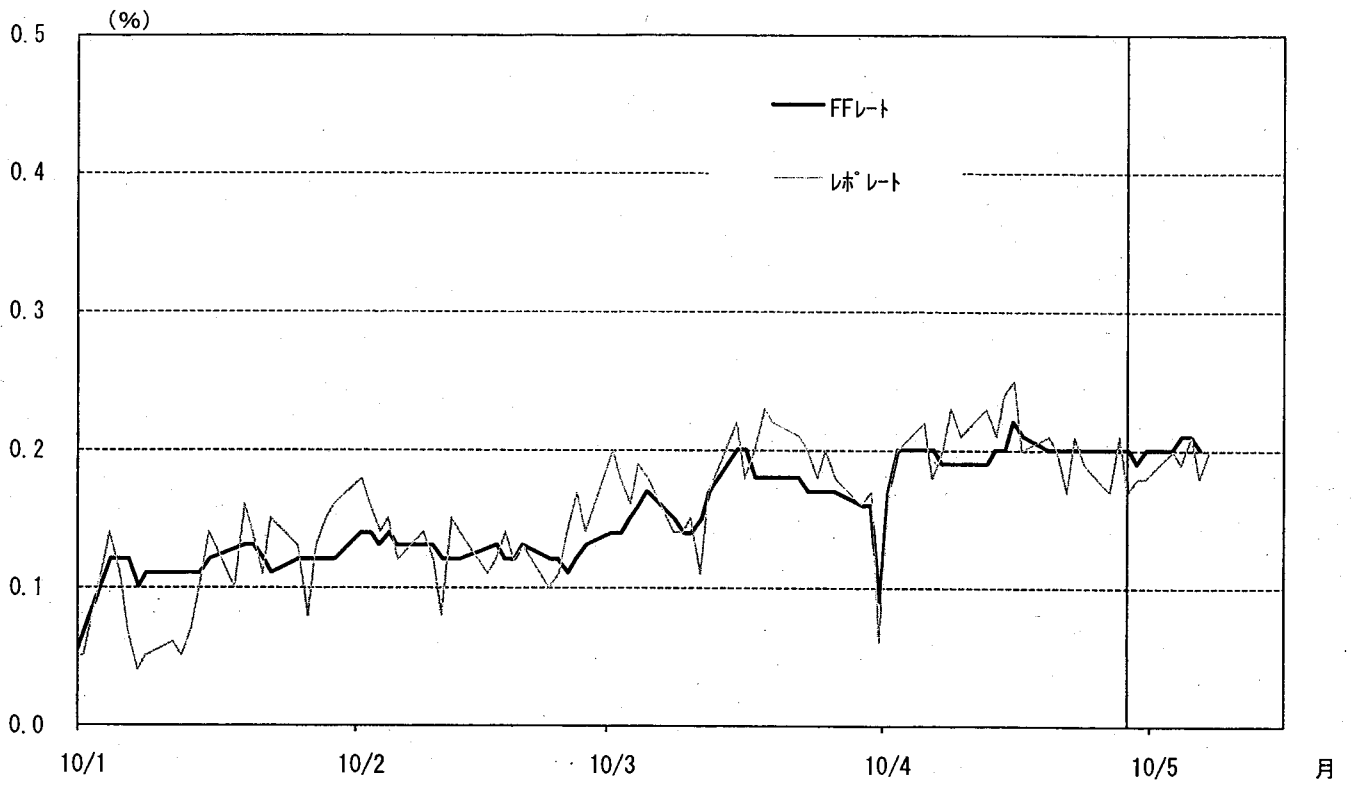


(注) 1. (1)は原則NY市場16時時点。
2. 直近は5/7日。

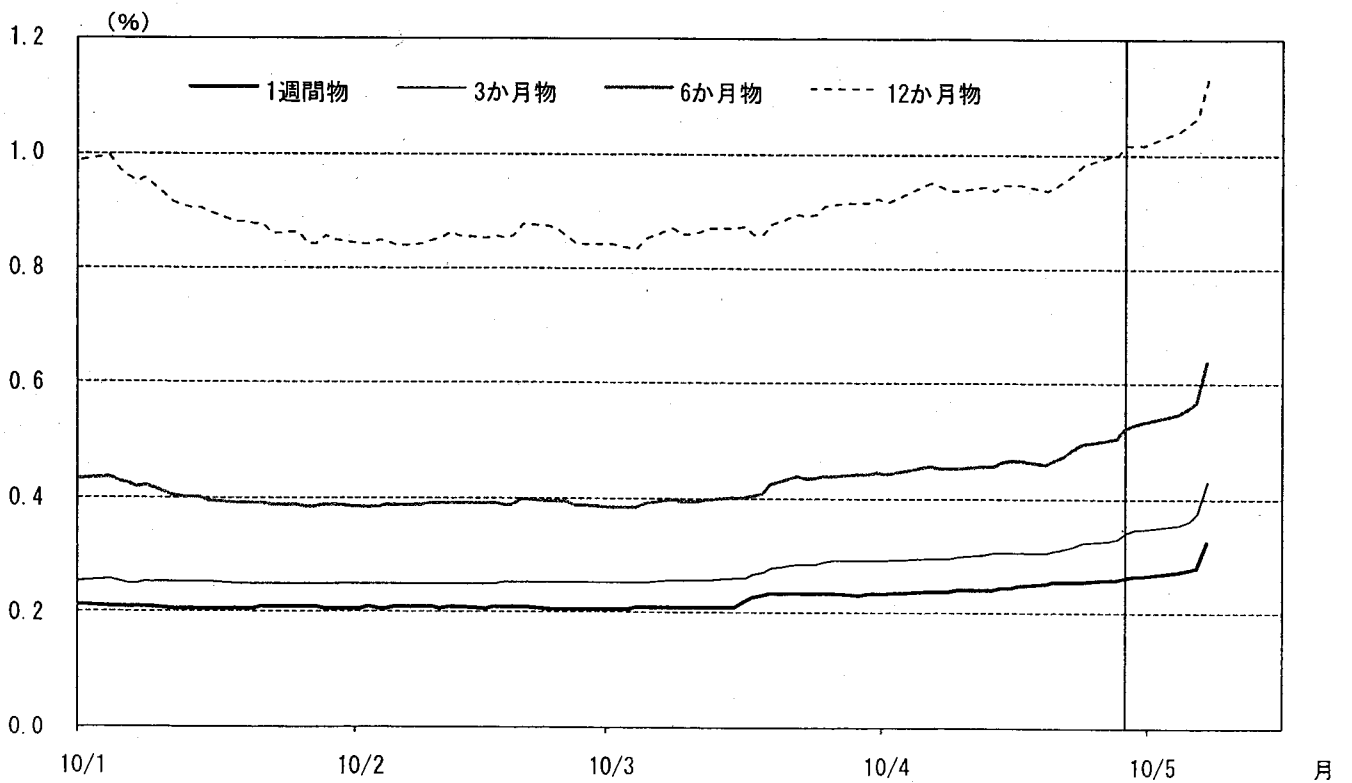
(出所) JPモルガン、トムソン・ロイター、ECB、日本銀行

ドル短期金利の推移

(1) 翌日物金利の推移



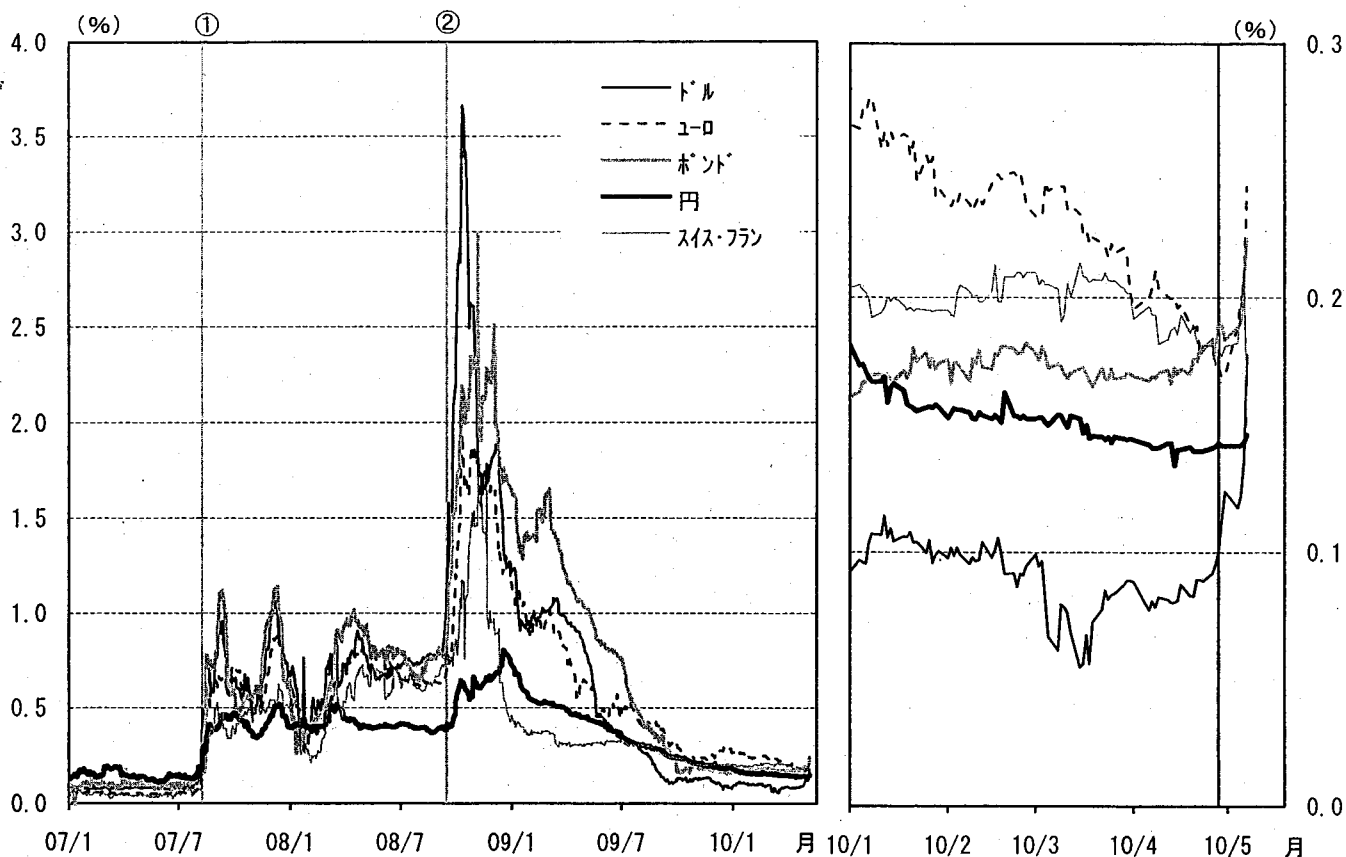
(2) LIBOR の推移



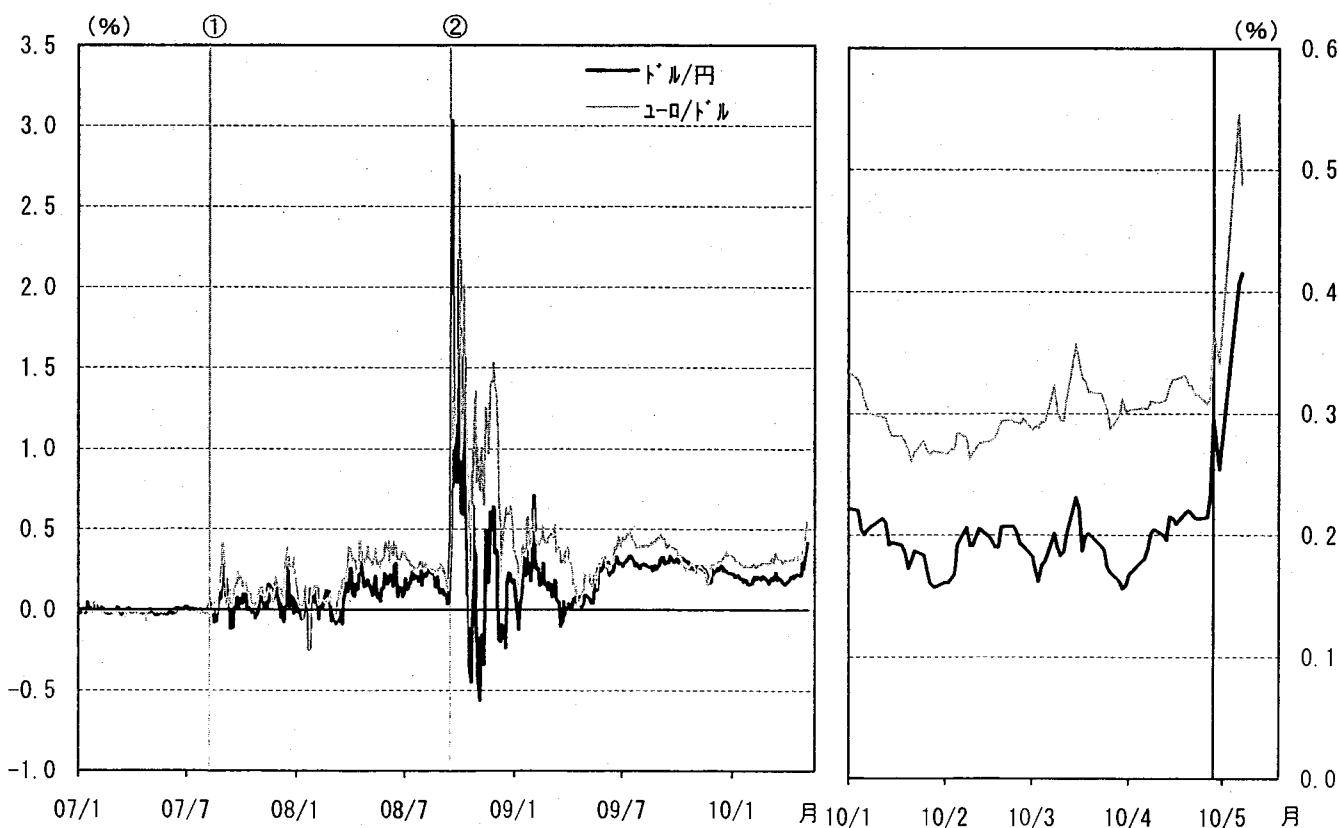
(注) 直近は、(1)のFFレートは5/6日、その他は5/7日。
(出所) Bloomberg

国際金融市場の動向 (1)

(1) LIBOR-OISスプレッド (3か月物) の推移



(2) ドル転コスト対ドルLIBORスプレッド (3か月物) の推移



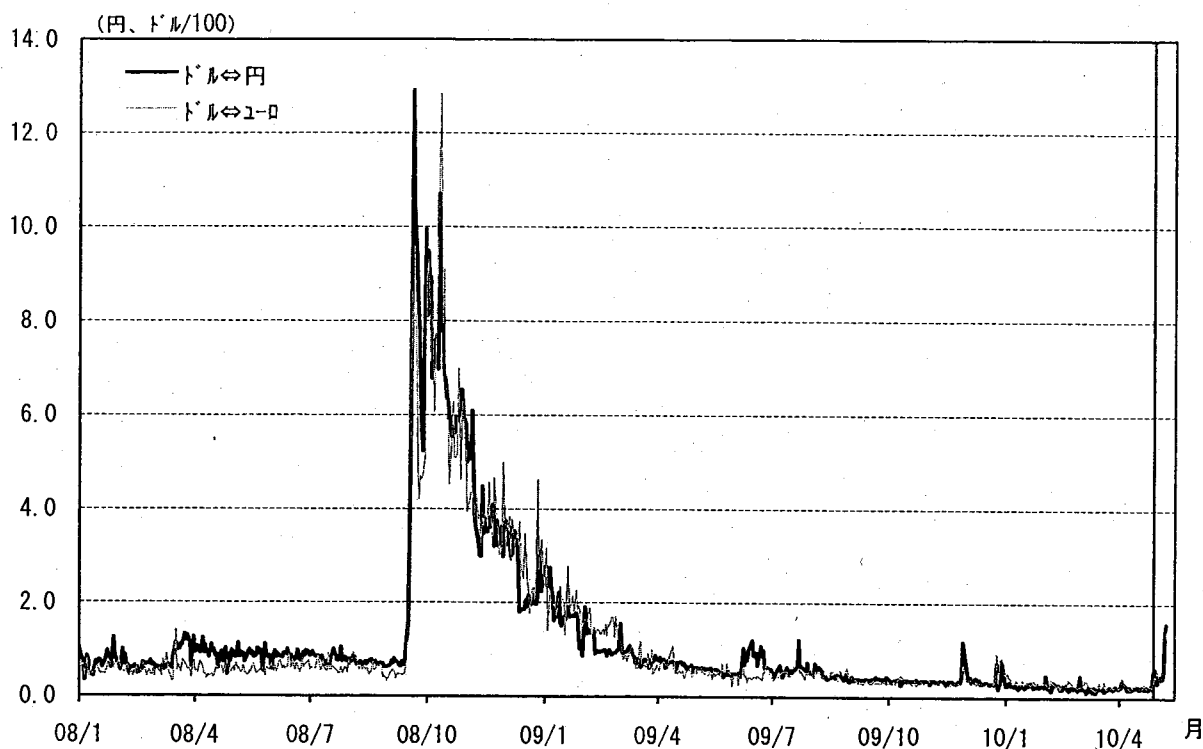
(注) 1. ①はパリバ・ショック (07/8/9日) 時点、②はリーマン破綻 (08/9/15日) 時点。

2. 直近は5/7日。

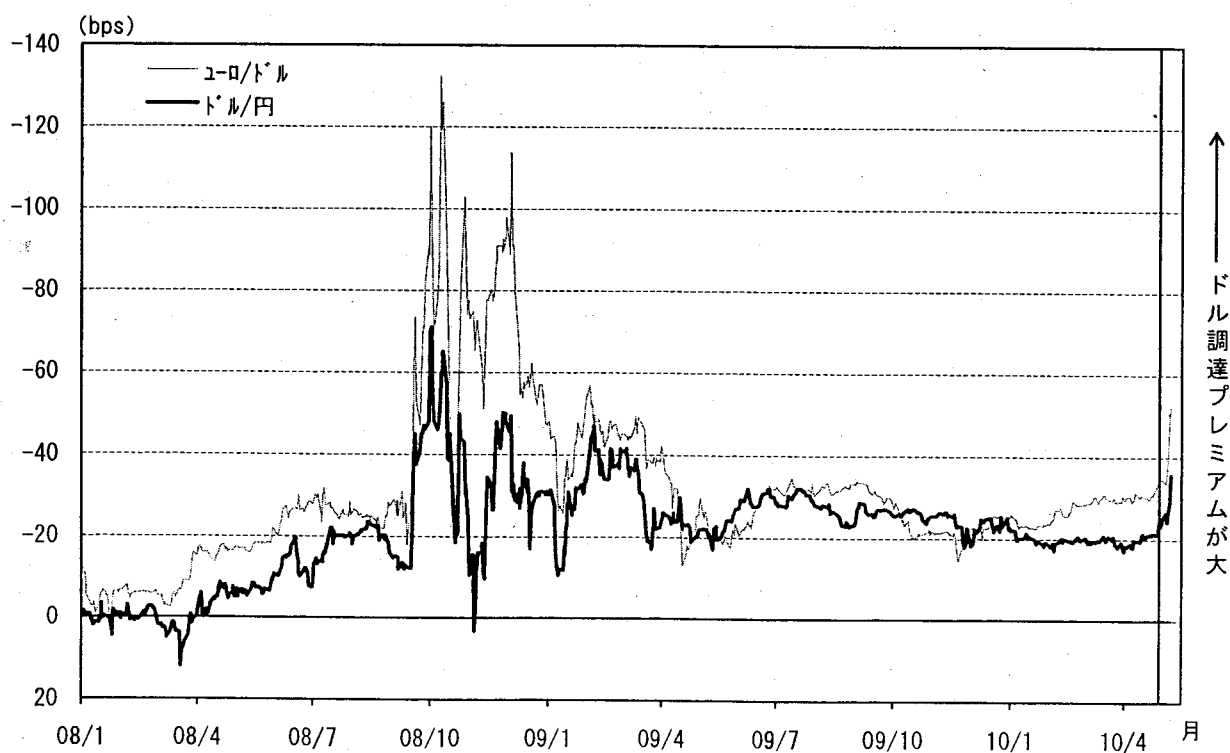
(出所) Bloomberg

国際金融市場の動向 (2)

(1) 為替スワップのビッド・アスク・スプレッド (3か月物) の推移



(2) ベーシス・スワップ (1年物) におけるドル調達プレミアム推移



(注) 1. (1)は日中平均。(2)はベース・スワップの α 。ドル/円ベース・スワップは、期初・期末に円とドルの元本、期中に「ドルLIBOR」と「円LIBOR+ α 」を交換する取引。

2. 直近は5/7日。

(出所) Bloomberg

議事録公表時まで対外非公表

<不開示情報：有（種類：審議・検討）>
<配付先：金融政策決定会合関係者限り>
<作成局における保管期間満了時期：2040年12月>

2010.5.10
企 画 局

「最近における欧州の米ドル短期金融市場の動向等を踏まえた
金融調節手段面での対応」に関する検討ポイント

- ・ 最近における欧州の米ドル短期金融市場における緊張が再び高まっている状況をどう評価するか。
- ・ 上記の評価や海外中央銀行の対応等を踏まえ、金融調節手段面での対応のあり方をどう考えるか。

<不開示情報：有（種類：審議・検討）>
<配 付 先：金融政策決定会合関係者限り>
<作成局における保管期間満了時期：2040年12月>

2010.5.10
企 画 局
金 融 市 場 局

米ドル資金供給体制の整備について

(説明資料)

<頁>

- 米ドル資金供給体制の整備について 1

(政策委員会付議文)

- 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」の制定等
に関する件 5

米ドル資金供給体制の整備について

最近における国際金融資本市場の状況と、これが円市場の流動性に及ぼし得る影響に鑑み、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資する趣旨から、米ドル資金の供給体制を整備するため、所要の措置を講じることとしたい。

1. 背景

最近の国際金融資本市場の不安定化に伴い、欧州の短期金融市場においては、米ドルの流動性が逼迫する状況がみられており、これがわが国を含む他市場の流動性低下や不安定化を生じさせる恐れがある。こうした中で、本行が金融市場調節を円滑に行い、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資することができるよう、必要に応じ、米ドル資金を供給する体制を整備することとしたい。

—— 欧州の米ドル短期金融市場における調達圧力の高まり等に対処するため、本日、本行を含む6つの中央銀行（カナダ銀行、イングランド銀行、欧州中央銀行、連邦準備制度、本行およびスイス国民銀行）は協調策を公表。上記の措置は、これを受けて実施するもの（参考1参照）。

2. 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」の制定

- 「米ドル資金供給オペレーション」（ドル供給オペ）を行うために必要な基本的事項を定める「米ドル資金供給オペレーション基本要領」を制定する。
- ドル供給オペのスキームは、本年2月1日に終了した枠組みと同一とする。主なポイントは以下のとおり。

①貸付期間は3か月以内とする。

②貸付利率は、金利入札または固定金利方式。

③ドル貸付を円建ての適格担保によりカバーするため、ドル貸付金額の円

貨換算率を設定する。

—— 当該円貨換算率は、1か月以下では1.13、1か月超3か月以下では1.25とする。

④平成23年1月31日までの時限措置とする。

3. 「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」の制定

- ドル供給オペにおけるオペ対象先の選定を行うために必要な基本的事項を定める基本要領として、「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」を制定する。
- オペ対象先の範囲は、本2月1日に終了したドル供給オペと同じとする。

4. ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極の締結

- ドル供給オペの実施に必要なドル資金の調達のため、本行とニューヨーク連邦準備銀行（FRBNY）との間で、FRBNY が本行に米ドルを提供し、本行がFRBNY に円貨を提供する為替スワップ取極を締結する。
- 同為替スワップ取極の有効期限は平成23年1月31日、引出限度額は設定しない。

5. 今後の予定

- 上記の各基本要領を本日より実施し、FRBNY との間で為替スワップ取極を締結するとともに、ドル供給オペの実施に向けて所要の準備を進めることとしたい。

以 上

中央銀行の協調対応策について

欧州の米ドル短期金融市場における緊張が再び高まっている状況に鑑み、カナダ銀行、イングランド銀行、欧州中央銀行、米国連邦準備制度、スイス銀行は、時限的な米ドル・スワップ取極の再締結を公表することとした。これらの措置は、米ドル短期金融市場における流動性の改善を図るほか、そうした緊張が他の市場や金融センターに波及することを防ぐことを目的とするものである。日本銀行も、同様の措置の導入に向けて速やかに検討を行うこととした。

中央銀行は、引き続き緊密に協力し、短期金融市場における調達圧力に対処していく方針である。

各国中央銀行の措置

各国中央銀行の措置については、下記ウェブサイト参照。

カナダ銀行	http://www.bankofcanada.ca
イングランド銀行	http://www.bankofengland.co.uk
欧州中央銀行	http://www.ecb.int
米国連邦準備制度	http://www.federalreserve.gov
スイス国民銀行	http://www.snb.ch

(参考2)

2010年5月10日

日本銀行

米ドル資金供給体制の整備について

日本銀行は、本日公表した「中央銀行の協調対応策について」に基づき、臨時の政策委員会・金融政策決定会合を開催し、米国連邦準備制度との間で米ドルスワップ取極めを再締結すること、および米ドル資金供給オペレーションの実施体制を改めて整備すること、を決定した。

日本銀行としては、今後とも、適切な金融市場調節の実施を通じて、金融市場の安定確保に努めていく方針である。

以 上

(政策委員会付議文)

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」の制定等に関する件

(案 件)

最近における国際金融資本市場の状況と、これが円市場の流動性に及ぼし得る影響に鑑み、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資するため、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」を別紙1. のとおり制定すること。
2. 「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」を別紙2. のとおり制定すること。
3. (1) 1. の「米ドル資金供給オペレーション基本要領」に基づく米ドル資金供給オペレーションを行うために必要な米ドル資金の調達のため、ニューヨーク連邦準備銀行との間で、別紙3. の内容を骨子とする外国為替の売買（以下「スワップ取引」という。）に係る取極（以下「スワップ取極」という。）を締結すること。

(2) スワップ取極に基づき本行が取得する米ドル建て資産および負債の期末における邦貨への換算については、会計規程（平成10年10月9日付政第191号別紙）第15条の定めにかかわらず、スワップ取引に適用する外国為替相場を用いて行うこと。

(3) スワップ取引の具体的な条件については、総裁が決定し、遅滞なく政策委員会に報告すること。

以 上

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」(案)

1. 趣旨

この基本要領は、最近における国際金融資本市場の状況と、これが円市場の流動性に及ぼし得る影響に鑑み、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資する趣旨から、米ドル資金供給オペレーション（適格担保を根担保として行う公開市場操作としての米ドル建て貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 貸付店

本店（国際局）とする。

3. 貸付対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）、金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）、証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第4号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

4. 貸付方式

電子貸付とする。

5. 貸付期間

金融市場の情勢等を勘案して貸付けのつど決定する3か月以内の期間とする。

6. 貸付利率および利息の徴収

(1) 貸付利率

次のいずれかの方式による。

イ. 金利入札方式

貸付利率を入札に付してコンベンショナル方式により決定する方式。ただし、ニューヨーク連邦準備銀行が指定する貸付期間に応じたドル・オーバーナイト・インデックス・スワップ市場における実勢金利をその下限とする。

ロ. 固定金利方式

ニューヨーク連邦準備銀行が貸付期間に応じたドル・オーバーナイト・インデックス・スワップ市場における実勢金利を勘案して指定する利率を貸付利率とする方式。

(2) 利息の徴収

(1) の定めにより決定された貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。

7. 貸付日および貸付金額等

貸付日、貸付金額、貸付先その他貸付けを行うために必要な具体的事項については、金融市場の情勢等を勘案して貸付けのつど決定するものとする。

8. 担保

(1) 貸付対象先から、適格担保を根担保として差入れさせるものとする。

(2) 担保の取扱いは、「適格担保取扱基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙1.）および「適格外国債券担保取扱要領」（平成21年5月22日付政委第63号別紙1.）の定めるところによる。

(3) 担保の差入れに当たり基準とする貸付金額の円貨換算額は、円・米ドルにかかる実勢為替相場に基づく円貨換算額に、貸付期間が1か月以下の場合は1.13、1か月超3か月以下の場合は1.25を乗じた金額とする。

9. 米ドル資金の決済

貸付先との間の米ドル資金の受渡しは、本行および貸付先が各々指定したニューヨーク連邦準備銀行における米ドル口座を用いて行う。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成23年1月31日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(案)

1. 趣旨

この基本要領は、米ドル資金供給オペレーションに関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「米ドル資金供給オペレーション基本要領」(平成22年5月10日付政委第 号別紙1.)に規定する貸付対象先(以下「対象先」という。)の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 対象先の選定基準等

対象先の選定に当っては、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成18年4月11日付政委第31号別紙2.)に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション(本店貸付)の貸付対象先、同要領に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション(全店貸付)の貸付対象先のうち本行本店を貸付店とする先または「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」(平成14年9月18日付政委第109号別紙2.)に基づいて選定された売買対象先で、かつ、米ドル資金供給オペレーションにかかる米ドルを本行との間で受渡しするために使用する口座としてニューヨーク連邦準備銀行に米ドル口座を保有する先(ニューヨーク連邦準備銀行に米ドル口座を保有する他の金融機関に受渡を委託する先を含む。)から、対象先となることを希望する先を公募し、その公募に応じた先を選定するものとする。

3. 対象先の遵守事項等

(1) 対象先の公募に際しては、次に掲げる対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ロ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

(2) 対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、対象先からの

除外等の措置を講ずることができるものとする。

- (3) (2) に定める場合のほか、2. に定める基準、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」2. に定める基準または「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」2. に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則) この基本要領は、本日より実施し、平成23年1月31日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱（案）

1. 取極の目的

金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資する観点から、日本銀行が取引先金融機関等に対して米ドル資金を供給するために当面必要とする米ドル資金の調達

2. 取極の主体

日本銀行とニューヨーク連邦準備銀行

3. 対象取引

ニューヨーク連邦準備銀行が日本銀行に対して米ドルを提供し、日本銀行がニューヨーク連邦準備銀行に対して円貨を提供する為替スワップ取引

4. 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成23年1月31日

5. 引出限度額

設定しない

<不開示情報：有（種類：審議・検討）>

<配付先：金融政策決定会合参加者>

[議 長 案]

金 融 市 場 調 節 方 針 の 決 定 に 関 す る 件

(案 件)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表すること。

記

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0.1%前後で推移
するよう促す。

以 上

(別 添)

2010年5月10日

日 本 銀 行

当 面 の 金 融 政 策 運 営 に つ い て

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致または賛成○反対○^(注)）。

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0.1%前後で推移
するよう促す。

以 上

^(注) 賛成：〇〇委員、〇〇委員（以下略）

反対：なし、または〇〇委員（以下略）